

神納地域まちづくり協議会 設立総会



日時：平成24年 3月15日(木)
午後7時00分から
場所：有明集落開発センター

神納地域まちづくり協議会設立総会 次第

1 開 会

2 設立準備会会長あいさつ

3 来賓紹介

4 議長の選出

5 議事録署名人の選任

6 議事

第1号議案 神納地域まちづくり協議会規約（案）の承認について

第2号議案 神納地域まちづくり協議会役員（案）の承認について

第3号議案 神納地域まちづくり計画（案）の承認について

第4号議案 平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

7 議長退任

8 来賓祝辞

9 閉 会

第1号議案

神納地域まちづくり協議会規約の承認について

神納地域まちづくり協議会規約を別紙案のとおり定めたいので承認を求めます。

平成24年3月15日提出

平成24年3月15日承認

神納地域まちづくり協議会規約

平成24年3月15日制定

(目的)

第1条 本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って、地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、神納地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、神納地域に居住する人及び神納地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

3 本会の設立時においては、準備会等で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会及び評議委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、評議委員、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、評議委員、代議員の過半数から請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席評議委員、代議員の中から選出する。

5 総会は、委任状を含めた評議委員、代議員の過半数の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席評議委員、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 会長、副会長、監事の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

8 本会の設立時においては、集落区長及び集落区長が推薦した代議員が議決権を有するものとする。ただし、集落区長が運営委員となっている集落は、代理者とする。

(総会の議事録)

第11条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数（表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務局に備えておかななければならない。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 運営委員の選出については別に定める。

3 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

4 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 本会の事業の実施運営に関する事項

- (3) 地域まちづくり計画案の策定及び調整
 - (4) 緊急を要する重要事項
 - (5) その他必要な事項
- 5 運営委員会は、第4項第4号を決議することができる。ただし、決議事項は、次の総会において報告し、その承認を受けなければならない。
 - 6 運営委員会の中に、必要に応じて専門部会を設置することができる。専門部会の会務は、運営委員会で別に定める。
 - 7 会長は、必要あると認めるときは、評議委員の出席を求め、指導、助言等を受ける事ができる。
 - 8 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 9 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(評議委員会)
- 第13条 評議委員会は、本会を構成する集落区長をもって構成する。区長が運営委員となっている集落は、代理者とする。
- 2 評議委員は総会において、運営委員会が提案する議案を審議し、議決する。
 - 3 評議委員会は、本会の運営に係る指導、助言等を行うものとする。
(代議員)
- 第14条 代議員は総会において、運営委員会が提案する議案を審議し、議決する。
- 2 代議員の選出については別に定める。
 - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
(事務局)
- 第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局員を置く。
 - 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。
(会計)
- 第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、その他収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支をすることができる。
(事業計画及び収支予算)
- 第17条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を得なければならない。
(監査)
- 第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において総会出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月15日から施行する。

神納地域まちづくり協議会運営委員等選出に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、神納地域まちづくり協議会規約第12条第2項及び第14条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(運営委員の選出)

第2条 運営委員は、各集落区長が推薦する者とする。

2 運営委員会の委員数は、別表1のとおりとする。

(代議員の選出)

第3条 代議員は、各集落区長が推薦する者とする。

2 代議員数は、各集落から2名以内とする。ただし、総会で認めた場合はこの限りではない。

3 運営委員、評議委員は、代議員になることができない。

附 則

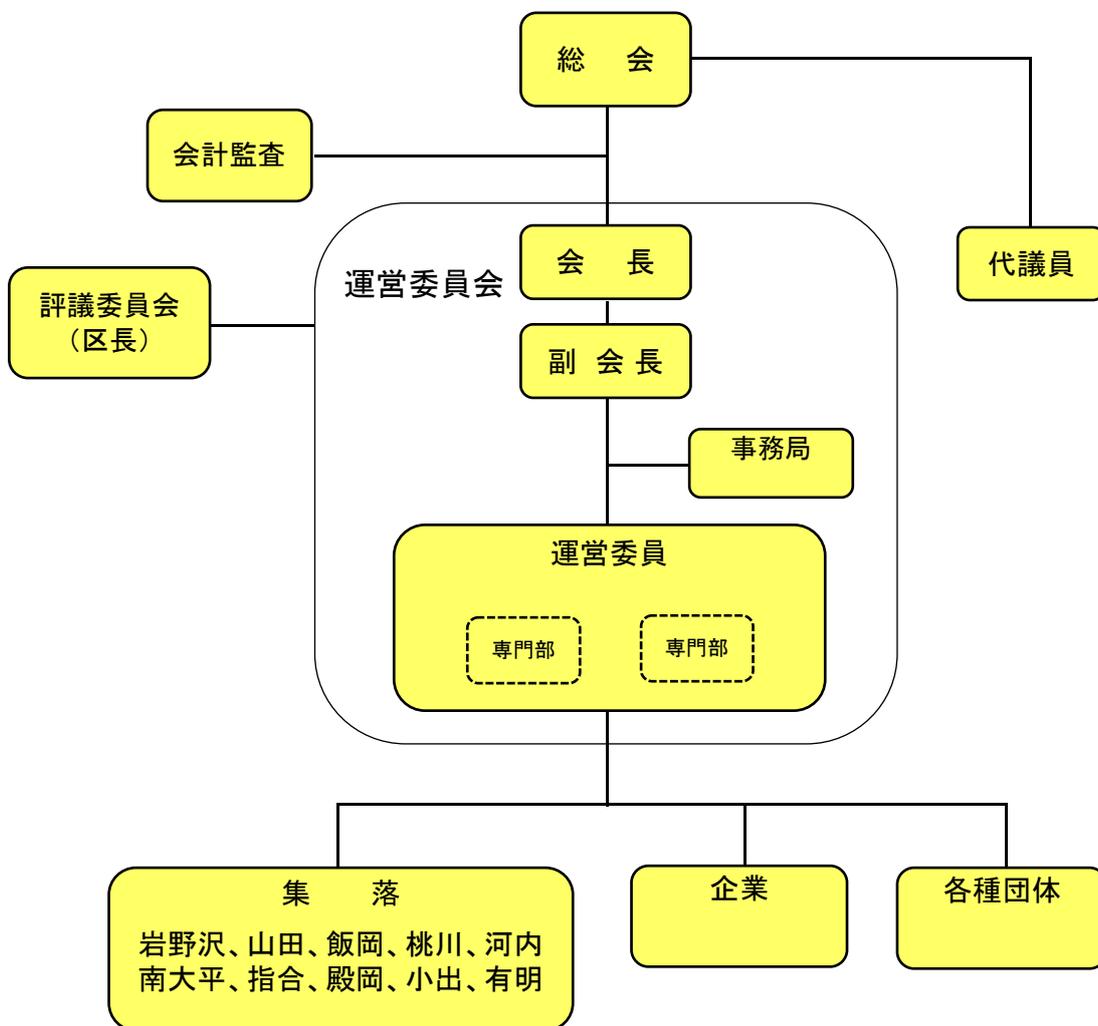
この内規は、平成24年3月15日から施行する。

別表1 運営委員数(第12条関係)

集 落 名	人 数
岩野沢	1
山 田	2
飯 岡	2
桃 川	2
河 内	2
南大平	2
指 合	2
殿 岡	2
小 出	2
有 明	2
合 計	19

神納地域まちづくり組織図

- ・総 会 : 協議会の最高議決機関です。1年間の活動、予算等をここで決定する。
- ・評議委員会 : 集落区長で構成。必要に応じ、この組織の運営に関して指導、助言などを行う。
総会において、議案の審議、議決をする。
- ・役 員 : 会長、副会長、監事で構成。会長、副会長は運営委員の中から選出する。
監事は、運営委員以外から選出する。
- ・運営委員会 : 総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項の素案を提案する。
現在の準備委員の役割担っていく部署です。
- ・代 議 員 : 総会において、議案の審議、議決をする。
各集落の区長さんから推薦された住民の方で各集落から2名以内。
年1回の通常総会と臨時総会があった場合の出席となります。
- ・(専 門 部) : 事業別に担当部をつくり、役割を担う。
当初は設置せず、事業を進める中で必要に応じて設置する。



第2号議案

神納地域まちづくり協議会役員の承認について

神納地域まちづくり協議会役員の選出について、次のとおり承認を求めます。

平成24年3月15日提出

平成24年3月15日承認

(敬称略)

役 職	氏 名
会 長	鈴木 一昭
副会長	小田 良市
監 事	鈴木 久市
監 事	東海林 欣治

第3号議案

神納地域まちづくり計画の承認について

神納地域まちづくり計画を制定したいので、別紙案により承認を求めます。

平成24年3月15日提出

平成24年3月15日承認

神納地域まちづくり計画

1 地域の特色、課題

神納地域は、神林地区の東部に位置し、岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明の10集落が、平野部から山間部に点在しています。

自然環境が豊かな地域で、平野部は大部分を広大な水田が占めています。山間部には大平山、木原木山があり、特に大平山は登山道が整備され、付近は星空がきれいに見える地域の日本の上位にランクインしたところです。そこに天体観測施設のポラスター神林や南大平ダム湖公園が整備されており、登山や夏場のキャンプ、星空観測（定期公開）などに利用されています。また、石川、百川2本の川が流れ、上流ではホタルの舞う清流域となっています。

主な産業は農業で、圃場整備された水田での稲作が盛んに行われており、神林地区の岩船産コシヒカリの主要産地になっていますが、年々農業従事者数は減少しています。

地域の人口は、国勢調査で比較すると平成17年の2,175人から平成22年の1,963人と212人（減少率9.7%）減少しており、子供の人口も年々減少しています。

各集落では、集落内での交流が年々少なくなってきており、そのため集落でも顔のわからない人が増えてきています。

このように自然豊かな環境に恵まれ、また犯罪も少なく安心して暮らせる地域ですが、年々少子高齢化が進行し、若い世代での地域コミュニティ活動への参加意識も希薄となってきており、地域の行事への参加も少なくなってきています。

2 地域まちづくりの基本方針、将来像（目標年度：26年度）

恵まれた地域の自然を活かし、地域内の交流をいっそう深めるとともに、みんなで協力し支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指す。

3 具体的な取組みの方向性、実施事業等（計画年度：24年度～26年度）

基本方針	取組みの方向性
恵まれた地域の自然を活かし、地域内の交流をいっそう深めるとともに、みんなで協力し支え合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none">・まずは環境整備や防災活動などこれまでの集落での取組みを重視し、集落内での交流会などを通じて交流を図り、住民の意識を高める。・神林地区全体での敬老会へ参画する。・地域での交流を深めるため、秋にイベントを実施する。・まちづくりの研修として、先進地視察や講演会などを開催し、事業の充実を図る。

4 事業計画年度

基本方針	事業項目	実施年度			備考
		24	25	26	
恵まれた地域の自然を活かし、地域内の交流をいっそう深めるとともに、みんなで協力しあいながら、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	集落での交流会の開催	▶			
	敬老会への参画	▶			
	地域での交流イベントの開催	▶			
	先進地研修の実施	▶			

第4号議案

平成24年度事業計画及び収支予算の承認について

平成24年度事業計画及び収支予算について、別紙案により承認を求めます。

平成24年3月15日提出

平成24年3月15日承認

平成24年度事業計画

区 分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取 組 内 容	備 考
1 地域の課題解決、地域振興及び住民交流	(1)集落支援事業				
	① 山田、岩野沢集落カラオケ納涼祭	8月19日	集落全世帯	カラオケを通して、山田、岩野沢の集落住民の交流と親睦を図りたい。 ◎経費 108,000円	
	② 飯岡集落環境整備及び花見	4月下旬～5月上旬	集落全世帯	集落内護美拾い後、沢田堤で花見を行い交流を図りたい。 会議員が、桜の木の手入れ等の堤の環境整備を行う。 ◎経費 63,000円	
	③ 桃川集落桃川盆踊り大会	8月	集落全世帯	集落での歴史の古い盆踊りを復活させたい。今の時代若い人達と交流し、代々に引き継ぎ新しい環境を作り、まちづくり活動の周知と参加意識の向上を目指す。 ◎経費 90,000円	
	④ 河内集落クリスマス会	12月上旬	集落全世帯	区が主催で、児童公園に近く山から切り出した木を立て、子供達も手伝ってツリーの飾り付けをする。暗くなってから点灯式を行い、中学生以下の子供達全員にサンタクロースからプレゼントを贈り、子供の冬の楽しみ会を通じて集落での交流も図りたい。 ◎経費 63,000円	
	⑤ 南大平集落南大平ダム湖公園鯉のぼり実行委員会	4月29日～5月中旬	集落全世帯	ゴールデンウィークの時期に集落及び市民の方にダム湖公園湖面の上の鯉のぼりを見ていただきたくて10年も続けてきたが、経費がなく23年度は見送った。行事を復活し、交流を図りたい。 ◎経費 63,000円	
	⑥ 指合集落集落統一賽の神	1月中旬	集落全世帯	現在、集落における「賽の神」行事は、親戚、近隣の組等により複数で行われていて、その規模、方法もまちまちであった。 会場を1つにして、統一した賽の神をつくり、集落住民がその場に会し親睦を図りたい。 ◎経費 54,000円	

1 地域の課題解決、地域振興及び住民交流	⑦ 殿岡集落 灯籠流し	8月中	集落全世帯	<p>殿岡では、昭和40年代に灯籠流しを実施していた。このまちづくり事業を検討したとき、集落全員が参加でき、殿岡の象徴である石川を保全する意味合いも込めて、灯籠流しを復活することとした。</p> <p>◎経費 90,000円</p>	
	⑧ 小出集落 小出の伝統行事	8月31日	集落全世帯	<p>秋の祭礼の伝統的行事で、凧縄縄を作り、夜集落全軒を担いでお祝いに廻る。盛大に行われており、集落のいっそうの交流を深めたい。</p> <p>◎経費 99,000円</p>	
	⑨ 有明集落 納涼盆踊り大会	8月中旬	集落全住民	<p>区が主体となり、消防団、婦人会も協力し夜店を出して、センター前で老若男女、盆の帰省客も楽しみに夜遅くまで仮装盆踊り大会で踊り明かし交流を深め、全住民が一夜を楽しむ。</p> <p>◎経費 117,000円</p>	
	(2)地域交流事業				
	地域イベントの実施	10月頃	地域全住民	<p>地域イベントを実施し、地域住民の交流と親睦を図り、まちづくり活動への参加意識を醸成する。</p>	
2 健康及び福祉の増進	(1)福祉事業				
	神林地区敬老会への参画	6月16日	神納地域対象者	敬老会参加者の支援を行う。	

収 支 予 算

収 入

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,598,000	—	—	
2 諸収入	4,000	—	—	準備会繰越金
合 計	1,602,000	—	—	

支 出

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
1 組織運営経費	455,000	—	—	
1 役員・委員報償	309,000	—	—	会長 30,000円 副会長 20,000円 監事 2,000円×2名 委員 15,000円×17名
2 費用弁償	50,000	—	—	500円×100人
3 会議費	32,000	—	—	会場借り上げ料1,000円×12回 お茶代等
4 事務費	40,000	—	—	コピー用紙、筆記用具等
5 印刷製本費	24,000	—	—	広報紙印刷費等
2 集落支援事業	747,000	—	—	事業計画書参照
3 地域交流事業	200,000	—	—	秋のイベント、等
4 福祉事業	50,000	—	—	敬老会等
5 研修費	143,000	—	—	
1 講師謝礼	40,000	—	—	
2 研修視察	53,000	—	—	視察料、交通費等
3 研修会	50,000	—	—	講師交通費、資料代等
6 予備費	7,000	—	—	
合 計	1,602,000	—	—	

※ 予算の支出に不足が生じた場合は、他科目より流用できるものとする。

◎ 神納地域まちづくり協議会運営委員名簿 (敬称略)

集落名	氏名	集落名	氏名
岩野沢	高橋 莊一	南大平	大矢 秀明
山 田	蟹井 慶彦	指 合	鈴木 一昭
山 田	松村 忍	指 合	忠 昭彦
飯 岡	小田 良市	殿 岡	板垣 義栄
飯 岡	小田 宏明	殿 岡	鈴木 竹二
桃 川	佐藤 憲司	小 出	小田 敏広
桃 川	白木 誠	小 出	東海林 剛
河 内	斎藤 与志美	有 明	鈴木 忍
河 内	斎藤 仁	有 明	大滝 芳浩
南大平	大矢 健一		

◎ 神納地域まちづくり協議会評議員名簿 (敬称略)

集落名	氏名	集落名	氏名
岩野沢	(区長代理)	南大平	大矢 幸雄
山 田	近 実	指 合	薄田 清
飯 岡	(区長代理)	殿 岡	鈴木 繁榮
桃 川	尾方 巳酉	小 出	東海林 欣治
河 内	齋藤 裕助	有 明	鈴木 久市

◎ 神納地域まちづくり協議会代議員名簿 (敬称略)

集落名	氏名	集落名	氏名
山田、岩野沢	松村 憲三	南大平	大矢 均
山田、岩野沢	近 馨	指 合	忠 聡
飯 岡	田島 達男	指 合	忠 昭平
飯 岡	斎藤 節	殿 岡	板垣 裕
桃 川	白木 和美	小 出	本間 孝幸
桃 川	五十嵐 善則	小 出	本間 高志
河 内	渡辺 矢一	有 明	加賀 健一
河 内	村田 秀夫	有 明	角田 百合

□ 平成23年度 神納地域市民協働のまちづくり取り組み経過

- 平成23年5月31日(火) 飯岡集落役員説明会
- 6月 4日(土) 殿岡集落役員説明会
- 5日(日) 山田、岩野沢集落役員説明会
桃川集落役員説明会
- 10日(金) 河内集落役員説明会
南大平集落役員説明会
- 25日(土) 小出集落役員説明会
- 27日(月) 指合集落役員説明会
- 7月 2日(土) 有明集落役員説明会
- 11日(月) 河内集落説明会
- 12日(火) 殿岡集落説明会
- 15日(金) 指合集落説明会
- 19日(火) 飯岡集落説明会
- 20日(水) 桃川集落説明会
有明集落説明会
- 22日(金) 山田、岩野沢集落説明会
- 25日(月) 小出集落説明会
- 27日(水) 南大平集落説明会
- 9月 8日(木) 神納小学校区区役員説明会
- 9日(金) 各集落に神納地域まちづくり協議会設立準備会委員の推薦
依頼
- 22日(木) 各集落から神納地域まちづくり協議会設立準備会委員推薦書
提出
- 10月11日(火) 「神納地域まちづくり協議会」設立準備会第1回会議
・「神納地域まちづくり協議会」設立準備会規約について
・「神納地域まちづくり協議会」設立準備会役員選出について
・「神納地域まちづくり協議会」設立準備会予算について
・まちづくりアンケート実施について
- 11月 9日(水) 「神納地域まちづくり協議会」設立準備会第2回会議
・「神納地域まちづくり協議会」設立準備会規約及び内規につ
いて
・「神納地域まちづくり協議会」設立準備会役員選出について
・神納地域まちづくり計画の方向性について
・まちづくりアンケート結果について

- 12月 6日（火） 「神納地域まちづくり協議会」設立準備会第3回会議
- ・神納地域まちづくり計画（案）についての検討
 - ・平成24年度事業内容についての検討
 - ・まちづくり交付金について
 - ・「神納地域まちづくり協議会」規約（案）及び組織についての検討
- 平成24年1月25日（水） 「神納地域まちづくり協議会」設立準備会第4回会議
- ・神納地域まちづくり計画（案）についての検討
 - ・「神納地域まちづくり協議会」規約（案）及び組織についての検討
 - ・平成24年度予算（案）についての検討
 - ・集落支援事業申請について
 - ・運営委員、代議員の推薦について
- 2月23日（木） 「神納地域まちづくり協議会」設立準備会第5回会議
- ・神納地域まちづくり計画（案）についての検討
 - ・「神納地域まちづくり協議会」規約（案）及び組織についての検討
 - ・集落支援事業申請結果について
 - ・平成24年度予算（案）についての検討
 - ・神納地域まちづくり協議会設立総会について

□ まちづくり新聞の発行

平成23年10月14日	準備会第1号	発行
12月15日	準備会第2号	発行
平成24年 1月13日	準備会第3号	発行
3月 1日	準備会第4号	発行

神納地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492

村上市岩船駅前 56 番地

電話・告知：0254-66-6122（直通）

F A X：0254-66-8101